

千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、私立幼稚園等が実施する未就園児預かり事業（2歳児その他の在園児以外の小学校就学前の子どもを預かり、保育を提供する事業）の実施に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、保育所等に在籍しない2歳児などが集団生活を体験する機会を拡大するとともに、専業主婦（夫）家庭等の育児負担を軽減し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象園)

第3条 対象園は、第6条の要件を満たし、かつ、市が実施園として決定した幼稚園及び認定こども園とする。

(対象児童)

第4条 対象児童は、市内在住の2歳児から小学校就学前の子どもであって、かつ、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業所のいずれにも在籍していない児童とする。

(設備基準)

第5条 事業の実施に当たっては、原則として、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3第2号イ、ホに定める要件を満たさなければならない。

(補助事業の要件)

第6条 事業の実施に当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 週2日以上、未就園児預かり事業を実施すること。
- (2) 対象児童が週1日以上、定期的・継続的に利用可能であること
- (3) 対象児童数が1日当たり概ね5人以上であること。
- (4) 概ね月1回以上、対象児童の保護者からの育児相談に応じる機会を設けること。
- (5) 親子登園や親子で参加する行事の機会を設けること。
- (6) 対象児童のためのカリキュラム等を作成し、これに基づき実施すること。
- (7) 職員配置については、次の基準を満たさなければならない。

ア 職員の数は、2歳児概ね6人に対して1人以上、3歳児概ね20人に対して1人以上、4歳以上児概ね30人に対して1人以上とする。

イ アに規定する職員の数は、2人を下回ることはできない。ただし、当該事業と幼稚園等が一体的に運営されている場合であって、かつ、アの規定により算出した職員の数が1人となる場合については、他の職員の支援を受けられる場合に限り、職員を1人とすることができる。

ウ アに規定する職員は、半数以上を保育士資格を有する者とし、配置する職員は保育士資格を有する者、幼稚園教諭普通免許状を有する者又は市町村長等が行う研修を修了した者を置くこと。

エ ウに規定する市町村長等が行う研修を修了した者は、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者などとする。

（8）利用料については、次の基準を満たさなければならない。

ア 利用料は、2歳児については1回当たり1,100円、3歳以上児については1回当たり600円に相当する範囲で設定すること。ただし、別途実費を徴収することは差し支えない。

イ 入会金（実費に相当するものを除く）を徴収してはならない。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は別表1（概ね児童5人に対し職員が1人以上配置される場合は別表2）に定める基準額と対象経費の実支出額（対象経費から保護者から徴収した事業の利用料に係る収入額その他の収入額を控除した額をいう。）を比較していずれか低い額に補助率 $1/2$ を乗じた額以内とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるとき

は、理由を付して、その旨を申請者に文書で通知するものとする。

(変更交付の申請)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定による交付決定額を変更する必要があるときは、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更すべきものと認めたときは、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の額を変更することが不適当と認めたときは、理由を付して、その旨を補助事業者に文書で通知するものとする。

(事業の変更)

第12条 補助事業者は、事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微なものを除く。）をしようとするときは、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して市長に提出し、あらかじめ、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業変更承認通知書（様式第6号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認することができないときは、理由を付して、その旨を補助事業者に文書で通知するものとする。

(事業の中止等)

第13条 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業中止等承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添付して市長に提出し、あらかじめ、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業中止等承認通知書（様式第8号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認することができないときは、理由を付して、その旨を補助事業者に文書で通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、事業が完了したとき（第13条の規定による中止等の承認を受けたときを含む。）は、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業実績報告書（様式第9号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第9条第1項又は第11条第1項の規定による交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の特例)

第16条 市長は、補助金の目的を達成するために必要と認められたときは、第9条第1項の規定による交付決定額の範囲内において、前条の規定による補助金の額の確定前に補助金を事前に交付することができる。

(交付の請求)

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

2 前条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第9条第1項の規定による通知書を受けたときは、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金事前交付請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の他の用途への使用をし、その他事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、そ

の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、同年4月1日より適用する。

別表 1

基準額		対象経費	補助率
未就園児預かり年間延べ園児数	金額	事業の実施に必要な経費 (人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、その他必要と認められる経費)	1/2 以内
960 人以下	1,236,000 円		
961 人以上 1,440 人以下	1,804,000 円		
1,441 人以上 1,920 人以下	2,372,000 円		
1,921 人以上	2,940,000 円		
※ 1 人当たり週 3 日まで未就園児預かり年間延べ園児数に計上するものとする ※ 補助基準額の算定には、前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の 1 級 23 号給の給料月額を用いる			

別表 2

基準額		対象経費	補助率
概ね児童 5 人に対し職員が 1 人以上配置される場合		事業の実施に必要な経費 (人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、その他必要と認められる経費)	1/2 以内
未就園児預かり年間延べ園児数	金額		
1,200 人以下	1,804,000 円		
1,201 人以上 1,800 人以下	2,656,000 円		
1,801 人以上 2,400 人以下	3,508,000 円		
2,401 人以上	4,360,000 円		
※ 1 人当たり週 3 日まで未就園児預かり年間延べ園児数に計上するものとする ※ 補助基準額の算定には、前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の 1 級 23 号給の給料月額を用いる			

様式第1号

年 月 日

千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年度千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

記

1 交付申請額

円

2 事業計画

実施時間等	未就園児預かり事業実施時間		
	<ul style="list-style-type: none"> ・曜日： ・時間： 時 分～ 時 分まで ・定員： 		
利用見込み	年間実施予定日数	(A)	日
	1日当たりの平均利用児童数	(B)	人
	年間延べ利用児数	(A) × (B)	人
職員配置	本事業専任職員	人	(うち保育士資格者 人)
	兼任職員	人	(うち保育士資格者 人)
	計	人	(うち保育士資格者 人)
未就園児預かり 利用料			
育児相談			
親子登園等の機 会の設定			
実施場所	保育室	室	m ² 未就園児預かり専用 ・ 共用
	その他 ()		m ² 未就園児預かり専用 ・ 共用

<添付書類>

- ① 補助事業に係る収支予算書
- ② 補助事業に従事する幼稚園教諭、保育士または子育て支援員に係る雇用契約の写し
- ③ 免許・資格の有無がわかる書類（幼稚園教諭普通免許状、保育士資格証または、子育て支援員研修終了証書）の写し
- ④ 保護者等に対して事業を周知する書類等（実施時間、利用料を明示したもの）
- ⑤ 未就園児預かり事業に係るカリキュラム
- ⑥ その他市長が必要と認めた書類

様式第2号

千葉市指令 第 号

様

千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金について、次のとおり交付決定をしたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付予定時期 年 月

(交付の条件)

- ① 事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- ② 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- ③ 補助事業等の遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

年 月 日

千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金の額を変更したいので、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 変更交付申請額 | 円 |
| 2 既交付決定額 | 円 |
| 3 差引所要額 | 円 |

<添付書類>

- ・事業に係る収支予算書
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第4号

千葉市指令 第 号

様

千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金について、千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 変更交付決定額 | 円 (A) |
| 2 既交付決定額 | 円 (B) |
| 3 差引所要額 | 円 (A - B) |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

年 月 日

千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業変更承認申請書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業の内容を変更したいので、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更希望日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更の理由

<添付書類>

- ①事業の担当職員の変更については、担当職員の氏名、生年月日、常勤・非常勤の別、職務内容、保育士であるかどうかの別、施設での経歴を記載した書類
- ②施設、設備の変更については、変更内容が分かる図面等

様式第 6 号

千葉県指令 第 号

様

千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業の変更を承認しますので、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

年 月 日

千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業中止等承認申請書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業を中止(廃止)したいので、千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 中止(廃止)予定日 年 月 日
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 現に利用している児童に対する措置
- 4 中止の場合、その予定期間

様式第8号

千葉市指令 第 号

様

千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業中止等承認通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業の中止（廃止）を承認したので、千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

年 月 日

千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業の実績について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|------------|-----------|
| 1 | 事業の完了日 | 年 月 日 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金の既交付額 | 円 |
| 4 | 事業の対象経費総額 | 円 (A) |
| 5 | 事業に係る利用料収入 | 円 (B) |
| 6 | 事業の経費精算額 | 円 (A - B) |
| 7 | 事業利用状況 | 別紙のとおり |

(別紙) 事業利用状況

実施時間	未就園児預かり事業実施時間		
	・曜日： ・時間： 時 分～ 時 分まで ・定員：		
利用実績	年間実施日数	年間登録児童数	年間延べ利用児童数(A)
	日	人	人
職員配置	本事業専任職員	人 (うち保育士資格者 人)	
	兼任職員	人 (うち保育士資格者 人)	
	計	人 (うち保育士資格者 人)	
未就園児預かり 利用料			
育児相談			
親子登園等の機 会の設定			
実施場所	保育室 室	m ²	未就園児預かり専用 ・ 共用
	その他 ()	m ²	未就園児預かり専用 ・ 共用

※年間延べ利用児童数(A) 月別内訳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
人	人	人	人	人	人	人
11月	12月	1月	2月	3月	合計	
人	人	人	人	人	人	

※市内在住の利用児童のみ計上すること

<添付書類>

- ①事業に係る収支決算書
- ②対象経費の内容を証する書類 (貸金台帳の写し、領収証の写し等)
- ③利用料収入の内容を証する書類

様

千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった千葉市私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

1 補助金の交付決定額	円
2 補助事業の経費精算額	円
3 補助金の確定額	円 (A)
4 補助金の既交付額	円 (B)
差引交付額	円 (A - B)

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 1 号

年 月 日

千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉市達 第 号により確定した千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助金の交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行				本店 支店 出張所			種目	口座番号							
									口座番号							
口座番号	金融機関コード				店舗コード			1 普通 2 当座								
フリガナ																
口座名義人 氏名																

様式第12号

年 月 日

千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金事前交付請求書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号で交付決定のあった千葉県私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり、交付を請求します。

記

1 補助金の交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行				本店 支店 出張所			種目	口座番号							
									金融機関コード				店舗コード			1 普通 2 当座
口座番号																
フリガナ																
口座名義人 氏名																